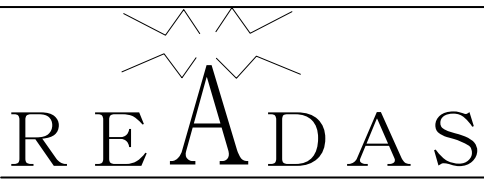


第 5404 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 9日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 免税事業者からの特定課税仕入

Q：このたび、国外の免税事業者インターネットによる広告配信を依頼しました。免税事業者からの特定課税仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供）についても、リバースチャージ方式により申告を行う必要があるのでしょうか？

A：必要です。

【解説】

平成27年10月1日以後、国外からインターネット等を介して行われる役務の提供は、国内取引として認識し、役務の提供を受けた事業者が消費税の申告納税することとなりました。これをリバースチャージ方式といいます。

このリバースチャージ方式は、その課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者にのみ適用されます。

ところで、「特定課税仕入れ」とは、課税仕入れのうち事業として他の者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」をいうこととされており、その提供者が免税事業者であっても、提供される役務が「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するのであれば、「特定課税仕入れ」として役務の提供を受けた事業者が納税義務が課されるものとなっています。

したがって、課税売上割合が95%未満で、簡易課税制度の適用を受けていない場合（一般課税の場合）は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

